

# 令和3年度沖縄県介護に関する入門的研修事業 業務委託に係る企画提案仕様書

## 1 委託業務名

令和3年度沖縄県介護に関する入門的研修事業に係る業務委託

## 2 委託業務の背景及び目的

本県の高齢化は今後も進み、将来的に福祉・介護人材が不足すると予測されている。こうした状況において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、福祉サービスの担い手となる人材の確保が喫緊の課題となっている。

本研修を通して、定年退職を予定している者や中高年齢者、子育てが一段落した者及び現に家族を介護している者などの介護未経験者等が介護に関する基本的な知識や技術を学ぶことができ、かつ、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進する。

また、研修修了後、介護分野での就労を希望する者について、介護施設・事業所とのマッチング支援の実施などにより、研修修了者の介護分野への介護人材の確保を図る。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

## 4 委託上限額

委託料の上限額は、下記のとおりとする。（消費税及び地方消費税含む。）

(1) **A地区** 6,496,000円（内、消費税及び地方消費税590,545円）

(2) **B地区** 6,244,000円（内、消費税及び地方消費税567,636円）

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

## 5 委託業務の内容

(1) 以下、A地区又はB地区における介護に関する入門的研修の実施

### ア A地区

〔研修開催地〕 ○本島地区 3回：北部、中部及び南部圏域において各1回ずつ実施すること

3回：北部、中部及び南部圏域において中学校及び高等学校等の教員を対象に、各1回ずつ基礎講座（3H）を実施すること

○離島地区 1回：北部、中部、南部圏域いずれかの離島で1回

〔開催回数〕 **計7回**

### イ B地区

〔研修開催地〕 ○離島地区 2回：宮古島及び石垣島において各1回

1回：宮古又は八重山圏域離島において1回

〔開催回数〕 **計3回**

※A 地区本島地区の基礎講座（3H）以外は、基礎及び入門講座（22.5H）を実施すること。

※研修の実施にあたっては、2月末までに実施し、受講生が参加しやすいよう、研修会場及び日程等を検討すること。

※本島地区について、原則として異なる市町村で開催すること。

※離島地区について、宮古島市、石垣市を除く離島圏域は、原則として令和2年度実施離島以外で開催すること。

（参考：令和2年度開催地）

A 地区（金武町、読谷村、西原町、南風原町、糸満市、久米島町）

B 地区（石垣市、竹富町小浜島）※宮古島市は中止

## （2）研修修了者と介護事業所とのマッチング支援

入門的研修の実施後、事業所説明会や介護施設・事業所とのマッチング支援を実施し、研修修了者の介護分野への参入を支援すること。

マッチング支援の実施の際には、事業者団体や県福祉人材センター等と連携を図ること。

また、入門的研修修了者については、介護福祉士等の届出制度を活用して、県福祉人材センターに対する届出を受け付けることとしているので、研修修了者に対して当該届出制度の周知を図るよう努めること。

## 6 主な受講対象者

県内に在住（※）する、次に掲げる者等を対象とする。

- （1）企業等で定年退職を予定している者
- （2）中高年齢者
- （3）子育てが一段落した者
- （4）地域住民
- （5）学生
- （6）基礎講座（3H）については中学校及び高等学校等の教員

※県内に住民票があるか否かは問わない。

※上記（1）～（6）のほか、幅広く受講者を募集することも可能。

## 7 委託内容の詳細

### （1）研修内容等

ア 「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発0330第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）及び「沖縄県介護に関する入門的研修事業実施要綱（平成31年3月）（以下、「実施要綱」という。）」等関連通知に基づく研修を実施すること。

イ 開講オリエンテーション等において、本事業の趣旨について説明する時間を10分程度設けること。

ウ 研修科目の可能な範囲で、一部演習を取り入れて実施すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の県内感染状況等により演習を実施するのが困難であり、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 受講料

受講にかかる費用は全額委託料から賄い、受講者に一切負担させないこと。

(3) 担当責任者の選定

ア 担当責任者は、受講者からの研修に関する相談及び連絡調整に対応すること。

イ 担当責任者は、委託期間中継続して本委託業務に従事することができる者とする。やむをえず、担当者が変更になる場合は、必ず県に報告を行い、後任へ本事業の引継ぎを行うこと。

ウ 担当責任者は、県担当者及び講師等の連絡調整に努めること。

(4) 受講者への対応

受託者は受講者の申込受付、研修の周知を行い、受講者からの問い合わせに対し真摯に対応すること。

(5) 研修の実施

**研修の実施にあたっては感染拡大防止のため、沖縄県の策定する感染症対策関連の方針等に基づき実施すること。**

また、下記について行うこと。

ア 実施期間

委託期間の間で、対象とする受講者に応じて、参加しやすい時期・時間を設定すること。

イ 研修実施場所

研修実施地域のそれぞれにおける受講者の利便性を考慮し、設定すること。

ウ 出席の管理

受講生出席簿を各事業者のカリキュラムに沿って作成し、受講生の出席状況について管理すること。

エ 研修資料の作成

受講生の理解を促進するため、必要に応じて補助資料等を作成し印刷すること。

オ 研修会場の準備、運営等

(ア) 研修会場の準備、受付、教材配付、研修の進行、受講生への連絡、会場の後片付け等、研修全般について運営すること。

(イ) 受託者は、事業実施に必要な備品、消耗品類（研修に必要な品、事務用品、衛生用品等）及び通信機器等（携帯電話等）を自ら準備すること。

カ 補講の実施

可能な限り全ての受講者が研修を修了するように補講の機会を設けること。

キ 修了証明書の交付

研修修了者へ修了証明書を交付すること。（証明書は県で用意）

ク ICT等を活用した研修カリキュラムの整備

※感染症拡大等により、集合研修が困難な場合を想定

集合研修に代わりWeb配信等により研修を実施する場合には、研修カリキュ

ラムの整備方法や使用期間等において、県と調整し実施すること。

(6) 届出制度の周知及び登録データ作成

研修修了者へ介護福祉士等の届出制度を周知し、届出承諾者の登録データ一覧を作成すること。

## 8 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発0330第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）及び「実施要綱」等関連通知を参照すること。

(2) 経費の積算について

ア 事業に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ適切な水準を設定すること。

イ 一般管理費は、人件費及び事業費（再委託費を除く。）の10%までとする。

ウ 事業の実施に必要な経費については、人件費、報酬、謝金、旅費、保険料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、委託料等とする。

エ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料の範囲（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。

※ 備品とは「沖縄県財務規則第153条第2項」に定めるものとする。

消耗品とは、「沖縄県財務規則第153条第2項」に定めるものとする。

◆沖縄県財務規則第153条第2項

(3) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が3万円以上のものをいう。

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が3万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

(3) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではなく、実際の委託契約仕様書については、変更する場合がある。

(4) 個人情報の収集や利用、管理については、「沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

(5) 実施状況等に関する報告を求められた場合は、その都度報告すること。

(6) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約仕様書については、変更する場合がある。

(7) 新型コロナウイルスの県内感染状況によっては、沖縄県と協議し、実施方法の見直しや開催の延期または中止等、弾力的な運用を図ることとする。

## 9 実績報告及び精算

受託事業者は、事業完了の日から起算して30日以内又は翌年度の3月末日のいずれか早い日までに、「実施要綱」第9条に基づき、実績報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

## 10 再委託

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

### (2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

## 11 その他

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ、決定するものとする。